

九州財務局における多重債務相談の受付状況（令和6年度）

九州財務局では、熊本、大分、宮崎及び鹿児島相談窓口で多重債務に関する相談を受け付けています。専門の相談員が借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じ、債務整理についてのアドバイスのほか、弁護士や司法書士等の専門家へおつなぎするなど解決に向けての支援を行っています。

九州財務局における令和6年度の相談受付状況は、以下のとおりです。

概要

【相談者数】

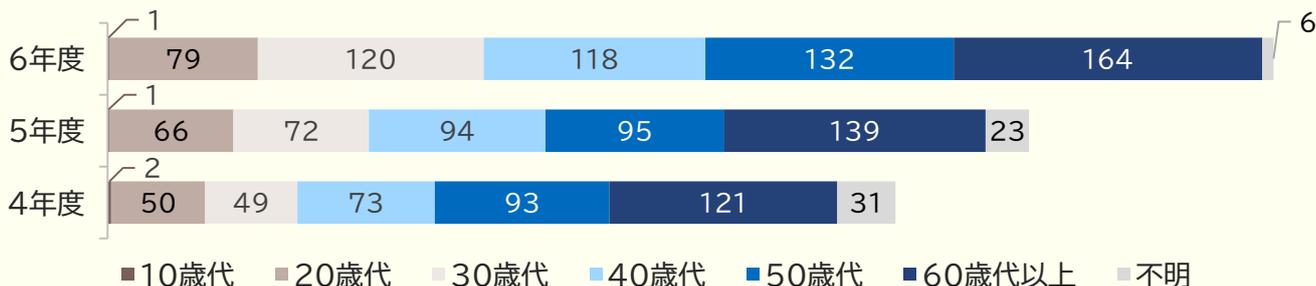
- ◆ 令和6年度の相談者数は620名で、前年度（490名）に比べて130件、26.5%増加しました。
- ◆ 年齢別にみると、「60歳代以上」が164名と全体の約26.5%を占めています。
- ◆ 職業別にみると、前年度同様、「給与所得者（パート・アルバイト含む）」が最も多く337名（54.4%）であり、次いで「無職」が167名（26.9%）、「自営・自由業」が81名（13.1%）となっています。

【借入れの傾向】

- ◆ 借入残高は、「500万円以上」が148名（23.9%）と最も多くなっています。次いで、「100万円未満」が125名（20.2%）となっています。
- ◆ 借金の原因（複数回答）は、「商品・サービスの購入」が最も多く283名、次いで「低収入・収入の減少」が225名、「借金の返済等」が125名となっています。

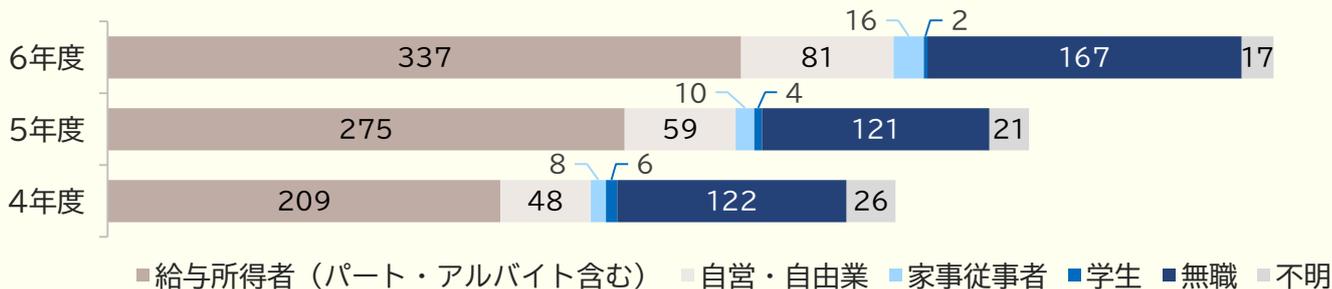
相談者の年齢構成

（単位：人）



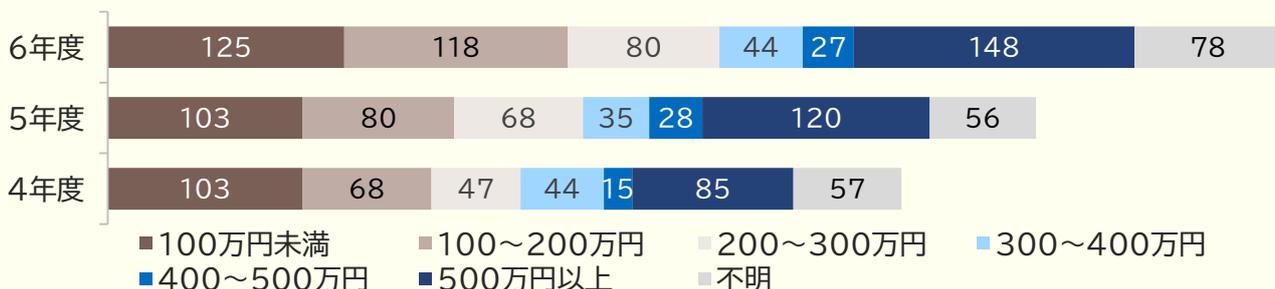
相談者の職業

（単位：人）



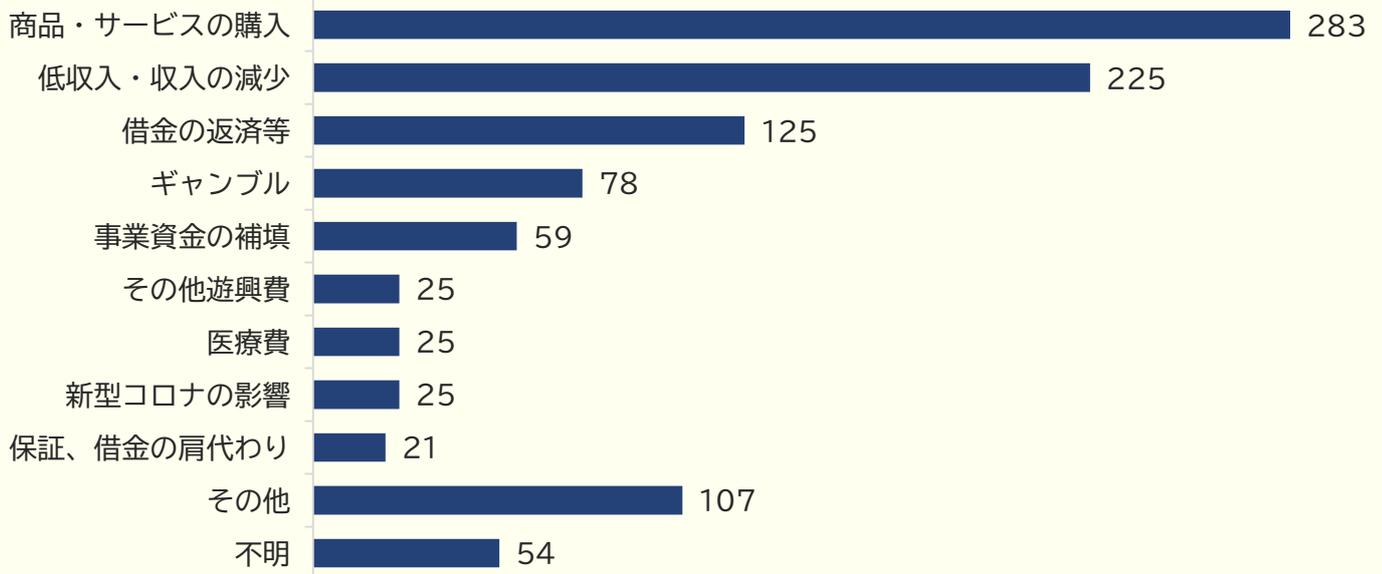
借入残高

（単位：人）



借金の原因（複数回答可）

（単位：人）



相談窓口の周知

各種団体からのご協力のもと、コンビニエンスストア、金融機関、市町村の消費生活センター、社会福祉協議会や病院などに、九州財務局の多重債務相談窓口にかかる名刺型カードやリーフレットを設置しています。

これらをきっかけにして相談いただいております。多重債務問題の解決につながっています。



出張相談会・出前講座

多重債務相談窓口での相談受付のほか、出張相談会、多重債務や金融トラブルの未然防止に向けた出前講座などを無料で行っています。

出前講座は、学校（高校、大学、専門学校等）や老人会、地方公共団体、企業など、様々な団体で行っています。



寸劇を取り入れた
特殊詐欺被害防止講座



多重債務の未然防止講座

Case
01

心当たりのないクレジットカード決済が続き、返済困難に…

60代、借入残高240万円

心当たりのない高額なクレジットカード決済の利用がある。最近は、クレジットカードの利用明細書が届かなくなったので、いくら返済しなければならないのかわからない。障害者雇用で仕事をしており、障害年金と給与収入があるが、車のローンも残っているため、このままでは返済困難になりそうだ。

当局の対応

- 相談者と共にクレジットカード会社に連絡し、利用明細を確認した。
- クレジットカードの利用は、相談者の子供の居住地にある店舗での利用がほとんどであった。相談者は、クレジットカードを紐づけた自分名義のスマホを子供に使わせており、その子供がスマホで買い物やキャッシングのリボルビング払いを利用していることがわかった。
- 弁護士につなぎ、相談者に同行。車のローン以外の債務について弁護士に任意整理を委任した。また、スマホについては、相談者の子供に名義変更を行った。



Point

- クレジットカードの利用明細は、カード会社からのメール通知やアプリなど、様々な方法で確認できます。また、家計簿アプリを使うのも便利です。
- スマホにクレジットカードを紐づけている場合には、スマホを利用している子供等が使うことでもあります。
- 通信料金との合算払いのキャリア決済を延滞してしまうと携帯電話が利用できなくなるケースもありますので、キャリア決済の利用限度額を自分の支払い能力に合わせて変更しておくとうれしいでしょう。

Case
02

消費者金融などへの返済があるが、うつ病で収入がなく…

30代、借入残高150万円

うつ病と診断され、障害年金を受給中。子供が成長するにつれ、洋服を買い足す等、日常の買い物をクレジットカードで決済していた。返済のために消費者金融からも借りた。いつの間にか高額になり、返済が困難になった。気軽にクレジットカードを使用したことを反省している。

当局の対応

- 任意整理、特定調停、個人再生、自己破産の方法による債務整理について説明。
- 弁護士につなぎ、相談者に同行。自己破産を勧められたが、車を使用しなければならない特別な事情があり、任意整理か特定調停に絞られた。
- 弁護士から費用が安価な特定調停のメリットが説明され、特定調停の申し立てをすることになった。



Point

- 特定調停や任意整理は、自己破産とは違い、すべての債務を対象とせずに（今回は車のローンを対象外にして）債務整理を行うことが可能です。
- 生活を見直す（収支のバランスをとる）ことも大切なため、家計改善支援を行う自立生活支援センターの利用も勧めました。

Case
03

「スマホでギャンブル」、「スマホで借金」が止められず・・・

30代、借入残高3,570万円

すき間時間に始めたギャンブルで驚くほどもうかってしまった。その感覚が忘れられず、手持ちのクレジットカードを利用しながらギャンブルを続けたが、その後は負け続けた。返済のためにさらに貸金業者からも借金をした。全てスマホで行っていたので周りの誰にもわからなかったが、次第に借金が増えていき自分の収入だけで賄えなくなった。（ギャンブルによる借入残高570万円）

当局の対応

- 相談者（夫）の世帯は夫婦で同程度の収入があり、住宅ローンもペアローンになっていた。「ペアローンは個人再生できない」との誤ったネット情報を見て相談をためらい、さらに債務が増えていた。
- 弁護士につなぎ、相談者に同行。個人再生について正確な内容、具体的な債務整理の手順等を説明してもらうことで安心して債務整理に入った。
- 個人再生委員が裁判所により選任され、妻も同様に債務の状況、収入の状況を裁判所に提出し、半年ほどで全ての債権者と合意が成立し、債務整理が終了した。



Point

- ・ 「個人再生」は、ローン返済中の持ち家を失いたくない場合も利用可能な債務整理の手続きです。
- ・ スマホで全てが完結するため、本人さえ認識出来ないまま多重債務状態になってしまうこともあります。ますます、見えないお金の自己管理が必要です。
- ・ 相談者は、ギャンブル依存症治療拠点病院に通院中。そこで当局の相談体制について聞き相談したとのこと。できるだけ早く、適切な窓口にご相談することが必要です。

Case
04

株で損した分を取り戻そうと借金を重ねた結果・・・

40代、借入残高4,500万円

会社員で年収は800万円、妻はパート勤務。生活費はすべてカードとスマホでのキャッシュレス決済。独学で株式投資をしていたが、株価が下がり損をしたのを取り戻そうと、借金を重ねて追加の投資を行った。その他に学資、自動車、住宅ローンもあり、家計管理ができなくなった。

当局の対応

- スマホと借入先の書類をみながら借金総額と毎月の支払額を一緒に整理し、可視化した。
- 夫婦で家計収支を共有することと家計改善を助言したところ、夫が使うお金の使途がわかった。
- 債務整理の方法を説明したうえで弁護士につないだ結果、自己破産を委任し免責が決定した。



Point

- ・ すべてキャッシュレス生活になると借金総額がわからなくなる危険があります。
- ・ 借金総額と毎月の返済額を一緒に整理したり可視化するお手伝いをします。
- ・ 専門家につなぐとともにご家庭に合わせた家計改善のアドバイスもできます。